

情報公開状況報告書(処分業者用)

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
会社情報	氏名又は名称及び住所(法人の名称を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。)	変更の都度				登記事項証明書の記載内容と一致すること。
会社情報	申請者が法人である場合には、代表者、役員(申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者を含む。)の氏名及び就任年月日	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。登記事項証明書の記載内容と一致すること。
会社情報	申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業(他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。)の内容(法人の名称、資本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。登記事項証明書の内容と一致すること。
会社情報	申請者が個人である場合には、事業の内容(事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
許可の内容	事業計画(他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。)の概要	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
許可の内容	産業廃棄物処理業の許可証の写し(他に当該許可申請区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可証の写しを含む。)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。許可申請書の記載内容と一致すること。

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
施設及び処理の状況(事業の用に供する施設の概要)	事業の用に供する施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、設置場所、設置年月日、処理能力(当該施設が産業廃棄物最終処分場である場合は埋立地面積及び埋立容量)、処理方式、構造及び設備の概要、当該施設について産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は当該許可証の写し	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
施設及び処理の状況(事業場の処理工程図)	事業場ごとの処理工程図	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
施設及び処理の状況(最終処分までの処理工程)	直前1年間(情報をインターネットにより公表又は更新する日の属する月の前々月までの1年間をいう。)において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該産業廃棄物の種類ごとの受入量、当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量、情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量、当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法、当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出における当該物の利用方法を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。)	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
施設及び処理の状況(処理の実績)	直前3年間(情報をインターネットにより公表又は更新する日の属する月の前々月までの3年間をいう。)の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量(産業廃棄物の種類ごとに算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に算出するものとする。)	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
施設及び処理 の状況（維持 管理の状況）	<p>直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次に掲げる当該施設の種類に応じ、当該各号に定める事項に限る。）</p> <p>① 令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） →第12条の7の2第1号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>② 令第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） →第12条の7の2第2号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>③ 令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） →第12条の7の2第3号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>④ 令第7条第11号の2に掲げる施設 →第12条の7の2第4号ハからヘまでに掲げる事項</p> <p>⑤ 令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 →第12条の7の2第5号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>⑥ 令第7条第14号イに掲げる施設 →第12条の7の2第6号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>⑦ 令第7条第14号ロに掲げる施設 →第12条の7の2第7号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>⑧ 令第7条第14号ハに掲げる施設 →第12条の7の2第8号ロからリまでに掲げる事項</p>	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
施設及び処理 の状況（熱回 収施設の状 況）	<p>直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
財務諸表	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
料金の提示方法	事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
組織体制（社内組織）	業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	変更の都度 （人員配置については1年に1回以上）				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
地域融和	事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。

※ 登録・更新年月日について、既に他の都道府県又は市で優良基準適合認定又は確認を受けている者は、認定又は確認を受けた日以後の更新について記入すること。

※ 「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」平成23年4月1日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  
（なお、このマニュアルはインターネット上の <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html> にあり、ダウンロード可能。）